

# 軽種馬売買契約書

買主 \_\_\_\_\_ (以下甲という)と売主(株)セイクリットファーム(以下乙という)とは次の通り軽種馬売買契約書を締結し、その証として本書を2通作成して各々1通宛所持する。

第1条 (売買物件)  
甲は、乙より下記の馬匹(以下同馬という)を買受け、乙は、これを売り渡すことに合意する。

売買物件は次の通りとする。

馬名	性	毛色	生年月日 (品種)	血統
				父
				母

第2条 (売買代金)  
乙は前条記載の馬(以下当核馬という)を一金 \_\_\_\_\_ 円  
第3条 (支払い方法) 内消費税 \_\_\_\_\_ 円  
前条の売買代金の支払方法は、次によるものとする。  
第1回 \_\_\_\_\_ 円也 (消費税込み) 令和\_\_年\_\_月\_\_日  
第2回 \_\_\_\_\_ 円也 (消費税込み) 令和\_\_年\_\_月\_\_日  
第3回 \_\_\_\_\_ 円也 (消費税込み) 令和\_\_年\_\_月\_\_日

第4条 (軽種馬の引渡し等)  
1、甲は乙より本日占有改定により当核馬の引渡しを受けた。  
2、甲は当核馬の飼養管理を乙に委託する場合、期間は平成\_\_年\_\_月\_\_日までとし、引渡しの場所は \_\_\_\_\_ とする。

第5条 (引渡し時期の変更)  
1、甲は前条の期日に当核馬の引取りができない時はその1週間前迄に乙の承諾を得るものとする。  
2、甲が第1項に定める手続きをとることなく引取り時期を従過したときは、甲は乙に対して第4条2項の期日後、引取りをなすまでの期間、別に定める契約飼養費の \_\_\_\_\_ %増の額並びに消費税を上乗せした金額を支払うものとする。

第6条 (引渡し後の責任)  
1、乙は前条の指定場所に於いて引取り責任者の検査を受けた後に引渡しをする。引取り後に事故に因り傷害を被りそれが原因で競走能力に、影響生じるも甲はその損害の補填を乙に負すことはできない。

第7条 (飼養管理及び飼養費)  
1、乙は第4条の定めが完了するまで当核馬を善良なる飼養管理を行うものとする。  
2、飼養管理、飼養費は両者協議の上定め下記に従い甲は乙に支払うものとする。尚、治療費等の特別費用は甲の負担とする。  
3、飼養費の定めの有無に拘らず飼養期間中の疾病、事故等に係る処理は第8条に従うものとする。  
4、飼養期間 自令和\_\_年\_\_月\_\_日～至令和\_\_年\_\_月\_\_日  
5、飼養費 当歳時  
1歳時  
2歳時  
6、飼養費の支払いは(毎日末日)乙指定の下記の口座に振り込みする。但し、引渡しのある月は引渡しの前日までに振り込むものとする。  
(振込指定口座) 金融機関 \_\_\_\_\_

口座 \_\_\_\_\_ 口座名 \_\_\_\_\_

第8条 (事故等報告)  
1、乙は当核馬を引渡し迄の間善良な管理を行い疾病(含む法定伝染病)事故等(悪癖を含む)が生じた場合には、直ちに甲に報告し獣医師の診断書の必要あるものは添付するものとする。  
2、乙は事故、疾病及び悪癖がその責に帰する事由により発生した場合以外はその責を負わない。

第9条 (瑕疵担保責任)  
甲は本売買契約締結の際、当核馬に関して発見できなかった瑕疵(この瑕疵は月盲、白内障、黒内障、緑内障の何れかの疾病又はさく癖に限られる。)があることを第7条4項の期日内に発見したときには、両者良識をもって協議決定する。

第10条 (契約の解除)  
1、乙は甲に対し下記事由が生じたときは何ら催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。  
2、甲が売買代金を第3条の期日までに支払わなかったとき。  
3、甲が第5条2項の手続きをとることなく第4条に定める引取りをなさなかったとき。  
4、その他甲が本契約に違反したとき。

第11条 (保険加入)  
1、軽種馬の事故による損害を補償するため、育成馬保険に加入するものとする。その保険掛け金は甲が負担するものとする。

第12条 (管轄裁判所)  
1、甲、乙は本軽種馬売買契約に関しての紛争が発生した時には、札幌地方裁判所を管轄裁判所とすることに予め合意する。

第13条 (権利の譲渡禁止)  
1、甲は本売買契約により発生した権利を当契約解除以前は第三者に譲渡してはならない。

第14条 (契約条項外の協議)  
本契約に定めない事項についてはその都度甲、乙協議の上円満に処理するものとする。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

甲 買主 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

乙 売主 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

立会人 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印